

積 載 自 動 車
(中型貨物)
仕 様 書

令和8年度事業

東近江行政組合

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、東近江行政組合（以下「組合」という。）が令和8年度に購入する緊急自動車仕様のトラック（積載自動車（中型貨物）、以下「車両」という。）の仕様について必要な事項を定め、製作に関する一切に適用する。

2 概要

- (1) 車両は本仕様書及び承認図（契約後、受注者が作成する。）に従い製作し、道路運送車両法、同法保安基準その他関係法令に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (2) 車両は、火災、救急救助活動等に使用することを目的とし、各部の構造及び装置は堅牢で耐久性に富み、災害活動の酷使に十分耐え得るものであること。
- (3) 受注者は契約に当たり本仕様書を承認し、仕様書詳細について組合と十分な打ち合わせを行った上で製作承認図を組合に提出し、承認を得た後製作に着手すること。

なお、契約後の一切の疑義は組合の指示に従うこと。

- (4) 受注者は、製作に当たり本仕様書及び承認図に変更を必要とするとき、あるいは疑義が生じたときは直ちに組合に連絡し、その指示を受けた後、速やかに変更承認図を提出し承認を得ること。
- (5) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施するとともに、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他の権利上の問題が発生した場合及び車両納入までに発生したいかなる事故に対してもその責任を負うこと。
- (6) 仕様書に明記されていない装備品、附属品等は、メーカー公表の標準仕様とすること。

3 発注台数

車両 1台

4 提出書類

- (1) 受注者は、契約後早期に仕様書詳細について組合と打ち合わせの上、次の書類を2部提出し承認を受けるとともに、組合と製作上の細部にわたり十分な打ち合わせを行い指示を受けること。

ア 製作工程表

イ 製作承認図（車両5面図、キャビン内艙装図等）

ウ 諸元明細表

エ その他組合が指定する書類

- (2) 受注者は納入時に次の書類を提出（ア及びイはそれぞれ2部）すること。

ア 製作工程写真

イ 完成図面（車両5面図、キャビン内艙装図等）

ウ 車両取扱説明書

- エ 装備品取扱説明書
- オ 各種保証書
- カ その他組合が指定する書類

5 検査

受注者は製作工程表に基づき次の検査を受けること。また、検査を受けようとするときは、事前に組合に書面にて依頼すること。

(1) 中間検査

組合が適当と判断する時期に、受注者の製作工場にて艤装状況の検査を行う。

(2) 完成検査

納入時、下記の完成検査を実施する。

なお、完成検査は全ての工程が完了した時点とし、納期までに補修又は調整ができる余裕日数を確保すること。

- ア 車両各種装置の機能検査
- イ 主要装備品及び附属品の機能検査
- ウ 車両走行試験

6 納期

(1) 納期 令和9年3月26日(金)

ただし、社会情勢やその他やむを得ない理由により、期限までに納入不可能な場合は、納期について組合と協議を行うこととする。

(2) 納入場所 滋賀県東近江市東今崎町5番33号 東近江行政組合消防本部

(3) その他 新規検査及び新車登録を完了し納入すること。また、納入に併せて車両及び艤装部分に係る取扱説明会を実施すること。

7 保証

(1) 保証期間は納入から最低1年間とし、この間における故障等については受注者が無償で交換又は修理を行うこと。

なお、保証期間が過ぎた後においても、設計、製作、材質不良等が起因する故障又は不具合が生じた際には、受注者の責任において無償で交換修理等を行うこと。

(2) 車両整備上必要な部品等は納入後10年以上確保し、組合から要求があれば迅速に対応できること。

(3) 年末年始及び休日の車両故障等に伴う緊急時の連絡先、担当者氏名等を明記したアフターサービス体制の概要書類を提出すること。

8 登録事務

(1) 登録に関する諸経費について、25,000円を上限に組合が負担する。

(2) 自動車損害賠償責任保険料(25箇所分)、自動車重量税及び自動車リサイクル料は組合が負担する。

第2章 車両の規格及び仕様

1 使用するシャシは、令和8年度にメーカーが公表した最新の排出ガス規制に適合したシャシとし、国内製造メーカーの内から選定する。

2 シャシの規格は次の主要諸元に基づくものとする。

(1) シャシの外観寸法（艀装部分を除く）

ア 全長	6,250 mm以下
イ 全幅	2,200 mm以下
ウ 全高	2,450 mm以下

(2) 荷台の寸法（内寸）

ア 全長	4,300 mm以上
イ 全幅	1,750 mm以上
ウ あおりの高さ	300 mm以上
エ 床面地上高	830 mm以上 960 mm以下

(3) 荷台床材 木製

(4) ホイールベース 3,000 mm以上 3,500 mm以内

(5) 車両総重量 6,000 kg未満

(6) 最大積載量 約 2,000 kg

(7) エンジンの種類 水冷直列4気筒（ディーゼルエンジン）

(8) 総排気量 2.6L以上

(9) トランスミッション 5速マニュアル

(10) 乗車定員 3名

(11) 駆動方式 四輪駆動方式

(12) その他 寒冷地仕様

3 車両装備品

(1) 垂直式テールゲートリフター 一式

(2) パワーウインドウ 一式

(3) 後退警報器 一式（車両純正品）

(4) 各種灯火類

ア LEDヘッドランプ 一式（車両純正品）

イ バックランプ 一式（車両純正品）

ウ 路肩灯 一式（車両下部後輪前）

(5) エアコン 一式

(6) ABS装置 一式

(7) エアバッグシステム（運転席のみ） 一式

(8) タイヤ

ア 標準タイヤ 一式（シルバー調スチールホイール付き、
スペアタイヤ含む）

イ 冬用タイヤ 一式（スタッドレス、シルバー調スチール

	ホイール付き)
(9) サイドバイザー	一式 (車両純正品)
(10) 集中ドアロック	一式
(11) GPSカーナビゲーションシステム	一式 (走行中の操作が可能、バックカメラ連動、TVは視聴できない処置がされていること。)
(12) ラジオ、時計	一式 (カーナビゲーションシステムに含むこと可)
(13) ETC2.0	一式 (新セキュリティ対応機種、セットアップ含む)
(14) ドライブレコーダー	一式 (GPS搭載、LED信号対応、SDカード付き)
(15) その他附属品	
ア 資器材収納ボックス	一式 (RVBOX 2台、荷台に設置し着脱可、寸法等の詳細は組合と協議)
イ 積荷シート	一式 (赤色、ゴムバンド付き、荷台の積載物を十分に覆える大きさであること)
ウ ゲートプロテクター	一式 (車両純正品、サイド)
エ ガードフレームプロテクタ	一式
オ 泥よけ	一式 (車両純正品)
カ フロアーマット	一式 (車両純正品、ラバータイプ)
キ 工具一式	一式 (標準工具、ジャッキ含む)
ク 三角停止板	一式 (車両純正品)
ケ タイヤチェーン	一式 (車両純正品)
コ 車輪止め	2個 (ゴム式、車外取付装置付き)
サ 自動車用消火器 (4型)	1本 (固定ブラケットで固定。位置については契約後に組合と協議。)
シ 消防章	1個 (前部)
ス キー	3本 (うち、リモコンキー2本)
セ ブースターケーブル	一式

第3章 電装品の機装

1 車内

(1) 電子サイレンアンプを次のとおり取付けること。

ア 型式は、(株)大阪サイレン製作所製TSK-D151又は同等品とすること。

イ 音声合成機能は左右折時と渋滞時とし、左右折時は方向指示器と連動すること。

- (2) モーターサイレン及び標識灯のスイッチを前席中央付近に取付けること。
- (3) 助手席フロントピラーにLEDマップランプを取付けること。
- (4) 前(1)～(3)の取付位置等の詳細は、事前に組合と協議すること。

2 車外

- (1) 車両周囲を照射することができる照明灯（(株)小糸製作所製LWLR-1224P1又は同等品、ブラケット及び簡易伸縮装置付き）1灯を荷台前方のガイドフレームに取付けること。

なお、伸縮装置、取付位置等の詳細は、事前に組合と協議すること。

- (2) 車両上部に、散光式警光灯（(株)大阪サイレン製作所製NF-ML-VK2M-LA2（標識灯及びモーターサイレン付き）又は同等品）を1基取付けること。

なお、取付けにあつては車両の全方向から十分視認できるよう配慮すること。

- (3) 車両前部のフロントグリル又はフロントバンパー付近に、赤色警光灯（(株)大阪サイレン製作所製LFA-100又は同等品）を左右各1基取付けること。

- (4) 垂直式テールゲートリフターを次のとおり取付けること。

ア 車両後部に取り付けること。

イ 昇降能力は、最大500kg以上とすること。

ウ プラットホームの寸法は、幅が荷台の全幅程度、長さが800mm以上とすること。

エ プラットホーム上に台車の転倒を防止するため、ストッパーを設けること。

オ 操作盤は、容易に操作できる位置に設置すること。

- (5) 前(1)～(4)の取付位置等の詳細は、事前に組合と協議すること。

- (6) 車外に車輪止め2個を収納する取付装置（落下防止措置付き）を設けること。

第4章 無線機及びAVMの艤装

- (1) 無線機及びAVMは、組合が指定する旧車両からの移設とし、前席前方に取付けること。
- (2) 車両上部に無線アンテナを取付けるとともに、ケーブルは配線用穴から内張内を通し配線すること。
- (3) アンテナ、同軸ケーブル、スピーカー及び送受信器は全て新品とすること。
- (4) 無線免許等の申請、無線及びAVMの取付工事、動態管理のデータ修正等に係る一切の費用を含むこと。
- (5) 取付位置等の詳細は、事前に組合と協議すること。

第5章 車体塗装及び記入文字

1 車体塗装

- (1) 塗装面は錆止めをし、油類の清掃洗浄を完全に行い、乾燥を十分行った後に塗装すること。
- (2) 車体塗装色は消防朱色（フロントバンパー及び垂直式テールゲートリフターも同

- 様)とし、上塗りを3回以上行い、経年により変色することのないよう施すこと。
(3) 車両下回りは黒色塗装とすること。

2 記入文字

(1) 車両の左右ドア

組合シンボルマーク「はばたく東近江」各1箇所

ロゴ入り組合章指定のとおり(白縁取りを含む)とし、大きさは別途指示する。

(2) 荷台左右のあおり部

「東近江消防本部」各1箇所

書体 丸ゴシック体

書き方 左書き

文字色 反射白文字

大きさ 別途指示する。

(3) 車両後部垂直式テールゲートリフター部

「東近江消防本部」1箇所

書体 丸ゴシック体

書き方 左書き

文字色 白文字

大きさ 別途指示する。

(4) 車両前後左右部

「積載65」各1箇所

書体 丸ゴシック体

書き方 左書き

文字色 反射白文字(右前部、左右前部ドア)、白文字(左後部)

大きさ 別途指示する。

(5) 標識灯

「能登川消防署」2箇所

書体 丸ゴシック体

書き方 左書き

文字色 黒文字

第6章 その他

- (1) 車両、装備品等は、新品で新規製品とする。
- (2) 電装品、無線機等の取付けに際し、配線等の貫通部から雨水等が浸入しないよう防水加工を施すこと。
- (3) 本仕様書に定めない事項についても、メーカーの公表した仕様並びに機能上及び製作上当然必要と思われるものは施工し、又、本仕様書に疑義及び不明事項が生じた場合は、組合と協議し指示に従うこと。

- (4) 取扱説明等の技術指導に係る諸経費は、受注者が負担すること。
- (5) 艤装、設計・規格等に起因する故障等の不具合が生じた場合は、使用期間中にわたり保証すること。
- (6) 車両納入後、旧車両を廃車し、解体した写真及び抹消登録証明書の原本を提出すること。また、国際協力事業、他機関等への車両寄贈を行う場合については、解体をせずに組合が指示する車両譲渡に伴う登録(所有者変更等)手続きを行うこと。
- (7) 道路運送車両法の保安基準における法改正、先進安全技術の義務化等により仕様書の内容を満たせない場合は、組合と協議し指示に従うこと。